平成２４年（フ）第１６１８号
札幌市白石区本通12丁目南４番５号ＭＩＫＩハウス103号、開始決定時の住所北海道北広島市大曲末広３丁目16番地５
破産者　佐々木直彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６０３号
埼玉県春日部市備後東１丁目10番７号、破産申立時の住所埼玉県春日部市樋籠336番地１
破産者　中山　俊夫
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
神奈川県三浦郡葉山町一色1301番地
破産者　石川　浩士
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第１１３号
神奈川県三浦郡葉山町一色1301番地
破産者　石川　純子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第３０３号
相模原市南区双葉２丁目17番15号　ライフワークＢ202
破産者　増子　栄子
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第４３１号
兵庫県高砂市梅井４丁目６番１―105号、従前の住所兵庫県姫路市網干区津市場17番地５
破産者　松本　貞彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第１０２７号
福岡市西区福重団地８番904号
破産者　牛島　浩次
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１１２２号
福岡県朝倉郡筑前町松延691番地12
破産者　岡松　弘志
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１９６２号
大阪市城東区蒲生３丁目５番６号、前住所福岡市東区松崎３丁目41番11―501号
破産者　齋藤　健郎
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２０６号
東京都足立区梅田３丁目10番１―506号、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区東那珂２丁目10番30―811号
破産者　花園　広美
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３５号
福岡市南区大楠２丁目10番９―305号、前住所東京都大田区大森本町２丁目５番17―501号
破産者　白濱　孝徳
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７号
福岡県柳川市本城町72番地15
破産者　日高　惠治
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第６８号
佐賀県鳥栖市村田町149番地２　サンヒルズ中島105
破産者　吉原　豊彦
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８１号
佐賀市昭栄町３番５号
破産者　大串　利明
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４８号
熊本市中央区本荘６丁目17番15号
破産者　河野　清治
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第７号
大分県佐伯市字目大字小野市239番地
破産者　赤嶺　　豊
1　決定年月日　平成24年12月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第５０号
山形県鶴岡市小名部甲32番地
破産者　加藤　共惠
1　決定年月日　平成24年12月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部